

川西市有料広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の公共物等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 市の公共物等への広告の掲載は、市の新たな財源確保並びに市民サービスの向上を図るとともに、民間企業等との協働による地域経済の活性化を目指すことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の公共物等のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報紙及び印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の構築物

エ その他広告掲載が可能と市長が認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載することができない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 政治活動又は宗教活動に関するもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に規定する営業に該当するもの

(5) 個人、団体等の特定の意見表明を内容とするもの

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 誇大広告、不当表示など表現方法が不適切なもの

(8) 美観風致を害するおそれのあるもの

(9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの
2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載することが適当でない広告に関する基準は、別に定める。

(広告募集の事前協議)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の募集に当たっては、市長に事前協議を行うものとする。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、掲載枠数、掲載位置、掲載料、作成方法等は、広告媒体を所管する室又は課が企画立案して、当該広告媒体ごとにそれぞれ別に定めるものとする。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、市の広報紙、市のホームページその他効果的な方法により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告を掲載しようとするもの（以下「申込者」という。）は、別に定める広告掲載申込書に掲載希望広告の案を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申込者は、市税等を完納していなければならない。

(広告の審査)

第9条 市長は、前条の広告掲載申込書が提出されたときは、その内容を審査し、掲載の可否を決定のうえ、その結果を別に定める広告掲載決定通知書により申込者に通知するものとする。

(川西市広告審査会)

第10条 前条の審査を行うため、川西市広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 第8条の規定に基づき提出のあった広告掲載申込書に係るその広告掲載の可否の審査について、担当所管から要請があった場合

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める場合

3 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(1) 会長は企画財政部政策推進室長を、副会長は総務部行政室総務課長をもって充てる。

(2) 委員は、次に掲げる組織の長及びキに掲げる者をもって充てる。

ア 企画財政部広報室

イ 総務部行政室契約検査課

- ウ 市民生活部市民環境室消費生活センター
- エ 市民生活部地域活性室商工・観光課
- オ 市民生活部人権推進室人権推進課
- カ 教育振興部教育支援室青少年センター
- キ その他会長が必要と認める者

- (3) 委員は、自ら出席できないときは、会長の承認を得て、代理を出席させることができる。
 - (4) 審査案件である前項第1号に規定する広告掲載申込書が自らの所管の案件である場合には、審査に参画しない。
 - (5) 会長は、審査会の会議を運営する。
 - (6) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
 - (7) 会長は、必要に応じ会議を招集し、議長となる。
 - (8) 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求めることができる。
- 4 第2条及び前条第2項に規定する目的等を達成するため、各所属長は審査会の要請等に積極的に協力しなければならない。
- 5 会長は、審査会の審査結果及びその理由を市長に報告するものとする。
- 6 審査会の事務局は、企画財政部政策推進室行財政改革課に置く。

(補則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年 1月 9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。